

宮代町住居表示整備実施基準

1 趣旨

この基準は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）及び宮代町住居表示に関する条例（昭和39年宮代町条例第26号）に基づき本町が新たに実施する住居表示の基準について、街区方式による住居表示の実施基準（昭和38年自治省告示第117号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 住居表示の方法

住居表示の方法は、街区方式とする。

3 町の境界

町の境界は、公道、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等（以下「公道等」という。）によって定めるものとする。この場合の境界線は、公道等の側線をとるものとし、原則として、東西線は北側を、南北線は西側をとるものとする。

4 町の形状及び規模

- (1) 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成したのものとする。
- (2) 町の規模は、当町の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数の多少を考慮したものとする。

5 町の名称の定め方

- (1) 町の名称は、従来の名称に準拠して定めることを基本とし、新たな名称をつける場合は当該地域における歴史、伝統、文化の上で由緒ある名称を定めるものとする。
- (2) 当町の区域内で、同一の名称又は紛らわしい類似の名称が生じる場合など(1)により難しいときは、常用漢字を用いるなどできるだけ読みやすく、かつ、簡明なものとする。
- (3) 町の名称として丁目をつける場合は、同一の町の名称を使う区域のうち最も当町の中心（町役場庁舎をいう。以下同じ。）に近い地区を起点として順序よく配列し、丁目の数は5丁目程度にとどめるものとする。

6 街区割

- (1) 街区は、公道等によって定めるものとする。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び家屋の密度の状況など当該地域の実情を勘案して定めるものとする。

7 街区符号のつけ方

街区符号は数字を用い、当町の中心に最も近い街区を起点として、順序良くつけるものとする。

8 住居番号のつけ方

- (1) 住居番号は、住居表示台帳として作製する地図に基づき設定する住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）によって、建築物等につけるものとする。
- (2) 基礎番号は、当町の中心に近い街区の角を起点として原則として右回りに街区の境界線を一定の間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り、当該間隔に順次つけるものとする。
- (3) フロンテージは、原則として10メートルとし、同一番号または欠番が多く生じないよう地域の実情に応じて定めることができるものとする。
- (4) 街区の一辺にフロンテージの二分の一未満の端数が生じたときは、原則として、直前のフロンテージに加えるものとする。
- (5) 街区の角が曲線の場合は、当町の中心に最も近い地点を起点とする。
- (6) 建築物等の主要な出入口が街区の境界となる公道に接している場合は、原則として当該入口が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号を住居番号とする。
- (7) 建築物等の主要な出入口が街区の境界となる公道から離れている場合は、原則として当該建築物等から公道への主要な通路が街区の境界線と接するところにつけられている基礎番号を住居番号とする。
- (8) 建築物等の出入口又は通路の中心が二つの基礎番号の境目にあたる場合は、原則として若い数字の基礎番号を住居番号とする。
- (9) 建築物等に主要な出入口又は通路が二つ以上あるときは、町長の認定により、主要な出入口又は通路を一つ選定して、その出入口が接し、又は通路が通じている街区の境界線上の基礎番号をもって住居番号とする。
- (10) 一街区の全部を一つの建築物等が占めている場合は、主要な出入口が接している基礎番号を住居番号とする。
- (11) 集団的に住宅を建設した一団の地区では、当該建築物等の棟番号及び各戸番号を用いて住居番号とする。
- (12) 中高層（原則3階建て以上）の建築物等は、当該建築物等の主要な出

入口の基礎番号と各戸の番号を用いて住居番号とする。

(13) 住居番号が同一になり、混乱が生じる恐れがある場合は、基礎番号に枝番号を付けて住居番号とすることができるものとする。

(14) (1) から (13) までによらない建築物等の住居番号はその都度町長が定めるものとする。

9 住居表示の仕方

住居表示の仕方は、原則として次のとおりとする。

	町名	街区符号	住居番号
8の(11)から(13)まで以外の場合	宮代町〇(丁目)	〇番	〇号(基礎番号)
8の(11)の場合	宮代町〇(丁目)	〇番	〇(棟番号)－〇(各戸番号)号
8の(12)の場合	宮代町〇(丁目)	〇番	〇(基礎番号)－〇(各戸番号)号
8の(13)の場合	宮代町〇(丁目)	〇番	〇(基礎番号)－〇(枝番号)号

10 その他

1から9までに定める事項以外に住居表示を実施する地域に応じて定める必要のある事項は町長が別に定めるものとする。